

人吉市復興まちづくりデザイン会議設置要項

(設置)

第1条 人吉市復興まちづくり計画(令和4年3月版)等に基づく復興まちづくり事業の推進を図るため、具体的な実施方針をまとめ、人吉市復興まちづくり推進会議へ提案する、人吉市復興まちづくりデザイン会議(以下「デザイン会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 デザイン会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 官民が実施する取組のクオリティコントロールに関すること。
- (2) 持続可能なエリアマネジメントに関すること。
- (3) 人吉市まちなかランドデザイン推進方針(令和6年3月)の進捗確認及び更新に関すること。
- (4) その他人吉市復興まちづくり計画等に基づく復興まちづくり事業の具現化のため必要な事項に関すること。
- (5) その他プランの具現化のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 デザイン会議には、次の各号に掲げる者のうちから市長が認める者を置くものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 人吉市復興まちづくり推進等業務委託の受託事業者
- (3) リノベーション、ランドスケープ、夜間照明、公民連携、交通、情報発信、観光、デジタル等の担当技術者又は専門家
- (4) 金融その他事業の推進に必要な専門性を有する者
- (5) 地域への強い想いと実行力を持つ者、主となる事業を実施する又は実施予定の事業者等
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(報償)

第4条 委員の報償は、市長が別途定める。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年を超えない範囲で市長が定めるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(座長)

第6条 デザイン会議に座長を1人置く。

2 座長は、学識経験者をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し、デザイン会議を代表する。

(運営)

第7条 デザイン会議の運営については、次に定めるところによる。

(1) デザイン会議に、行政及び民間のプロジェクトマネージャー1名ずつをおき、民間のプロジェクトマネージャーについては第3条第2号に掲げる者をもって充てる。

(2) プロジェクトマネージャー(民間)は、デザイン会議の議論内容を総括し、会議の議事を進行する。

(3) デザイン会議は、必要に応じて行政のプロジェクトマネージャーが招集する。

(4) プロジェクトマネージャーは、審議上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(5) 各委員は、審議上必要に応じて、プロジェクトマネージャーの了解を得た上で委員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第8条 デザイン会議は、非公開とする。

2 デザイン会議の議事概要は、遅滞なく人吉市ホームページにおいて公開する。ただし、デザイン会議の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 デザイン会議の庶務は、復興支援課において処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、デザイン会議の運営に関して必要な事項は、プロジェクトマネージャーがデザイン会議に諮って定める。

附 則

この要項は、令和6年8月20日から施行する。